

那須塩原市総合計画



国指定重要文化財
那須疏水旧取水施設（東水門）

付 属 資 料

- 1 那須塩原市総合計画審議会条例
- 2 那須塩原市総合計画審議会委員名簿
- 3 第1次那須塩原市総合計画の策定経過
- 4 用語解説
- 5 計画書中の写真の撮影場所

那須塩原市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 1 日

条例第 231 号

(設置)

第 1 条 那須塩原市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、那須塩原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事務を調査審議し答申する。

- (1) 地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく市の基本構想（以下「基本構想」という。）
- (2) 基本構想に基づく基本計画
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する副部会長が、その職務を代理する。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(敬称略、五十音順)

	役職名	氏名	所 属 等
1	委員	安宅 ミチ子	那須塩原市ボランティア連絡協議会
2	委員	飯島 恵子	NPO法人
3	委員	伊吹 桂子	子育て支援
4	委員	印南 久美子	那須塩原市女性団体連絡協議会
5	委員	及川 和子	那須塩原市文化協会連絡協議会
6	委員	大谷 光夫	那須塩原市体育協会
7	委員	荻原 正寿	黒磯観光協会
8	委員	笠間 栄次	塩原商工会
9	委員	河内 賢二	IT関連事業者
10	委員	菊地 正夫	那須野農業協同組合
11	委員	君島 圭一	アグリパル協議会
12	委員	熊谷 栄	認定農業者
13	委員	酒井 芳男	環境保護サークル
14	委員	佐藤 恵一	公募委員
15	委員	杉本 泰章	公募委員
16	委員	鈴木 伸彦	那須塩原市PTA連絡協議会
17	委員	鈴木 洋利	西那須野観光協会
18	委員	関谷 直人	西那須野商工会
19	委員	相馬 一郎	那須塩原市老人クラブ連合会
20	委員	田代 茂樹	まちづくり
21	委員	土屋 充生	塩原温泉観光協会
22	委員	利根川 邦久	自治会区長会
23	委員	朴 斉媛	留学生
24	委員	人見 みゆ子	酪農家
25	委員	平山 忠	黒磯商工会
26	委員	星 恒英	自治会区長会
27	副会長	松本 勇	自治会区長会
28	会長	山島 哲夫	宇都宮共和大学 教授
29	委員	吉澤 明子	公募委員
30	委員	和田 佐英子	宇都宮共和大学 助教授

(1) 審議会の経過

	日 時 / 場 所	内 容
第1回	平成17年9月27日(火) 13時30分～14時30分 本庁 201・202 会議室	第1次那須塩原市総合計画について(諮問) 那須塩原市総合計画の策定方針について 平成17年度の会議スケジュールについて 那須塩原市タウンウォッチング(案)について
第2回	平成17年10月21日(金) 14時00分～16時00分 本庁 201・202 会議室	那須塩原市の現状について 市民アンケート調査結果について 那須塩原市の将来推計人口について 市政に対する市民のニーズについて まちづくりの基本理念について 那須塩原市の将来像について 那須塩原市タウンウォッチング(案)について
タウン・ウォッチング	平成17年10月31日(月) 13時00分～16時30分 視察先は右記のとおり (黒磯文化会館集合・解散)	主要地方道 西那須野那須線 産業廃棄物産廃処分場(協力：(株)東都IWD) 塩原支所建設予定地 (仮称)塩原温泉公園 国道400号バイパス(塩原地区) 国道400号バイパス(西那須野地区) 西那須野駅前整備事業 那須塩原駅区画整理事業 (仮称)黒磯インターチェンジ
第3回	平成17年11月28日(月) 14時00分～16時00分 厚崎公民館 研修室	基本構想(素案)について
第4回	平成18年2月24日(金) 14時00分～16時40分 いきいきふれあいセンター 多目的センター	那須塩原市総合計画基本構想(案)について 基本構想(素案)に関する意見について 基本計画の策定方針について
第5回	平成18年5月19日(金) 14時00分～16時30分 西那須野支所3階会議室	平成18年度の会議スケジュールについて 基本計画の骨子(案)について 基本計画(施策)成果指標(参考例)について まちづくり次世代ワークショップ(案)について
第6回	平成18年8月25日(金) 14時00分～16時30分 本庁 201・202 会議室	基本計画(素案)について
第7回	平成18年10月10日(火) 14時00分～16時50分 本庁 201・202 会議室	基本計画(素案)について 基本計画に関する意見の収集について
第8回	平成19年1月12日(金) 14時00分～16時10分 本庁 201・202 会議室	那須塩原市総合計画(原案)について 計画の副題(サブタイトル)について 総合計画への答申について
第9回	平成19年2月6日(火) 14時00分～15時00分 本庁 201・202 会議室	第1次那須塩原市総合計画について(答申)

(2) 市民の意向の反映等

手 法	実 施 期 間 等	内 容
市民アンケート調査	平成 17 年 6 月 20 日 ~7 月 5 日	市民が市政に対して感じている満足度や重要度、優先的に取り組むべき課題などについて市民のニーズや意見を把握し、計画策定に資することを目的に実施。 対象...市内在住の 18 歳以上の男女 10,000 人 (無作為抽出) 回収数・率...4,216 通(42.16%)
総合計画審議会委員の公募	平成 17 年 7 月 25 日 ~8 月 10 日	総合計画の策定に市民の声を広く反映するため、委員 30 人のうち 3 人を市民公募。 選考基準...「那須塩原市総合計画公募委員募集・選考要領」
総合計画審議会の公開	平成 17 年 9 月 27 日 ~平成 19 年 2 月 6 日	審議会の運営の透明性と公平性を確保し、開かれた市政の推進に寄与するため、審議会を公開。 傍聴基準...「那須塩原市総合計画審議会の傍聴に関する要領」
パブリックコメント(基本構想素案)	平成 17 年 12 月 22 日 ~平成 18 年 1 月 26 日	基本構想(素案)に関するパブリックコメントを実施。 提案数...3 人から計 9 件 公表...広報なすしおばら 4/5 号とホームページで市の見解を公表
地域説明会(基本構想素案)	平成 18 年 1 月 13 日 ~1 月 22 日	平日(午後 7 時~)3 日、日曜日(午前 10 時~)2 日の計 5 日間開催。 参加者数...65 人 意見数...36 件
各種団体との意見交換会(基本構想素案)	平成 18 年 1 月 31 日 ~2 月 2 日	行政や地域との関わりの深い各種団体を対象に 3 日間開催。 参加者数...計 28 団体、52 人 意見数...36 件
総合計画書に掲載する写真の募集	平成 18 年 4 月 5 日 ~12 月 20 日	「市民との協働」による総合計画をつくるため、計画書に掲載する写真を市民に募集。 応募件数...1 人から計 4 点
次世代まちづくりワークショップ	平成 18 年 7 月 31 日、 8 月 7 日、20 日の 3 日間	次世代を担う若者が取りまとめる「まちづくりの提案」を計画の参考とするため、市内の中学生を対象にワークショップを開催。 参加者...市内の中学校 10 校から計 40 名 研究テーマ...基本構想(案)の 7 つの基本施策 内容 ・7 月 31 日...オリエンテーション、総合計画の策定経過と概要、タウンウォッチング ・8 月 7 日...研究テーマについての課題の抽出と解決策を研究。 ・8 月 20 日...研究発表(参加者:市四役、事務局、一般 50 人、報道機関 3 社)

パブリックコメント(基本計画素案)	平成 18 年 10 月 22 日 ~ 11 月 22 日	基本計画(素案)に関するパブリックコメントを実施。 提案数...1 人から計 2 件 公表...広報なすしおばら 2/5 号とホームページで市の見解を公表(予定)
地域説明会(基本計画素案)	平成 18 年 10 月 31 日 ~ 11 月 2 日	平日(午後 7 時~)3 日開催。 参加者数...39 人 意見数...50 件
各種団体との意見交換会(基本計画素案)	平成 18 年 11 月 7 日、9 日	行政や地域との関わりの深い各種団体を対象に 2 日間開催。 参加者数...計 23 団体、35 人 意見数...43 件

あ 行

IT産業

コンピュータメーカーや通信事業者など情報・通信技術に関連する産業を総括した名称。コンピュータやその周辺機器の製造・販売、ソフトウェアの開発や販売、ネットワークの構築、通信サービス、企業の情報システムの構築など、幅広い分野を含む。 P19

アミューズメント施設

遊技施設や映画館、劇場などの施設が入った複合型の娯楽施設の総称。宿泊施設としてホテルが配置されるケースもある。 P107,132

一時保育

病気や仕事などで家庭で保育ができないとき、一時的・緊急的に保育園に子どもを預ける制度。

P71

インターネットの有害サイト

窃盗や詐欺といった公序良俗に反する情報を提供する web ページ。 P124

NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織のこと。営利を目的とせず、自主的・自発的に社会的な活動を行う民間の組織・団体のこと。

P130

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気(H₂O)や二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)などがある。

P13,49

か 行

介護予防マネジメント

要介護状態になることの予防と要介護状態の悪化防止を一体的に支援すること。 P70

ガイドヘルパー

障害者の外出介助を専門とするホームヘルパー。

P68

開発許可制度

都市近郊の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るという都市計画法の目的を達成するため、都市計画区域内で開発行為をする場合や市街化調整区域内で建築行為をする場合などについて、一定の基準を設けて許可がいるようにした制度のこと。 P85,86

開発指導要綱

宅地や集合住宅などの開発業者に対し、自治体が開発や建設を認める際の条件を定めたもので、公園や道路の整備や乱開発の防止などを目的として定めた規定のこと。 P52,85,86

学社連携融合事業

学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としたうえで、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって取り組む考え方。 P114

学校開放施設

学校教育に支障がない範囲で、学校施設を市民に開放すること。 P121,122

合併処理浄化槽

水洗トイレ汚水(し尿)と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。 P34,93,94

合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。借り入れの返済にあたり、毎年支払う返済額の70%が普通交付税として国から交付される。 P43

環境基準

環境基本法第16条に基づき、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなけ

ればならないとされる基準で、これに基づき大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。 P48

環境基本計画

環境問題を解決するために、市民と事業者、市が一体となって進めていく環境に配慮した活動を示す指針で、環境の保全と創造に関する目標や施策の方向性と、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な項目を定めた計画。 P46

希少な野生動植物

那須塩原市内に生息し又は生育している野生の動植物で、その種の個体の数が著しく少なく又は著しく減少しつつある動植物のこと。代表的なものにミズニラやオオタカがいる。 P28,45,46

基本健康診査

老人保健法の保健事業による健康診査の一つ。主に心臓病、脳卒中などの循環器疾患及び肝疾患等の予防・早期発見を目的として、40歳以上の人を対象に市町村が行うもの。 P74

行政手続きのオンライン化

国の行政機関や地方自治体への申請や届け出をインターネット上で実現すること。 P129,130

行政評価システム

行政の取組の成果などを把握、評価し、効果的な行政運営に活用するシステム。 P125,126,132

協働

住民やNPO法人、企業、行政など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、共通の目的に向かって行動すること。 P1,15,24,26,27,38,39,40,41,45,46,81
P83,107,108,111,127,128,131

クリーンエネルギー

有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源で、自然エネルギーの水力や風力などのことをいう。また、化石燃料で有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。 P13

車座談義

地域の人々と行政が一体となって、地域の課題について共に考え、実践する、市民と行政とが協働でまちづくりを実践する市民組織。 P128

グローバル化

従来の国家や地域などの境界を越えて地球規模で複数の社会とその構成要素の間での結びつきが強くなることに伴う社会における変化やその過程。 P1,19,132

ケアマネジメント

複合的な介護ニーズを持つ高齢者や障害者のために、個々のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを個人別に組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。 P67,68

景観計画

景観法に基づく計画で、地域の恵まれた景観資源を、住民と事業者、行政が協力し、将来にわたって受け継ぎ、発展的に活かしていくことを目的に定めるもので、対象となる区域や、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもの。 P82

ケーブルテレビ

有線テレビジョン放送のこと。当初は、山間部や人口密度の低い地域など地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域のテレビを視聴可能にするために生まれたが、近年は、地域番組や行政情報チャンネル、インターネット接続サービス、CATV電話などの登場に伴い、地域の情報通信基盤として活用されている。 P130

公共サービス改革法

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」のこと。国や地方公共団体が提供する公共サービスを見直し、民間の事業者の創意・工夫が反映されることが期待されるサービスを官民または民間の競争入札を導入することで公共サービスの質の維持・向上と経費削減を目指す。これらを実施するため、基本理念や公共サービスの改革基本方針、入札手続きなどの必要な事項を定めると共に、官民競争入札等監理委員会の設置を定めた法律。 P126

公共ネットワーク整備事業

電子自治体の推進などに取り組み地方公共団体などの公共ネットワークを整備するための総務省の補助事業。 P130

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、河川、湖沼、

港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと。 P34,93,94

合計特殊出生率

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表した指標。 P11

高度情報化社会

情報通信ネットワークを利用し、音声、文字、データ、画像など多様で大量の情報を相互に交換することにより、企業やV A N業者だけでなく、政府、教育機関、一般市民が、ビジネス、医療、教育、福祉、娯楽など様々な分野の活動を電子ネットワーク上で行えるような社会のこと。 P1,13

高付加価値産業

高度な技術や水準の高いサービスを提供して、一人当たり、或いは原料当たり、価値の高いものを産み出す産業のこと。 P19

広報モニター

広報誌の記事の表現や編集に対して感想や意見を収集するために指名された市民のこと。 P128

国際観光都市

国際会議などの誘致の促進や開催の円滑化などの措置を講ずることが国際観光の振興ためになると国土交通大臣が認定した都市のこと。 P36

国土利用計画

国土の利用に関する基本的な考え方を示すとともに将来の国土利用のあるべき姿を利用区分ごとの規模で示すことによって、土地利用計画をはじめ土地利用の規制や開発事業など、土地利用に関する施策を講じる際の指針となるもの。全国計画、都道府県計画、市町村計画がある。 P22,52

個人情報保護条例

自治体が制定する、個人情報の保護に関する条例。 P128

子育てサロン

子育て中の親子などが気軽に訪れ、情報交換をはじめ、親子や世代間の交流などを行う身近な施設。 P72

さ 行

三位一体改革

国と地方公共団体の行財政改革に関して、国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の3項目を一体的に改革すること。 P43

市街地のスプロール化

市街地が郊外に向かって拡大する際に、無秩序な開発が行われること。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子。 P81,85

指定管理者制度

これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設管理を、地方自治体が指定する株式会社や民間業者などの指定管理者に代行させる制度のこと。 P126

児童クラブ

昼間保護者のいない小学校低学年の児童を主な対象に、遊びの指導などを行いながら、その健全な育成を図る活動。学童保育とも言われる。 P72

住宅資金融資制度

市が指定した金融機関との協調融資制度で、市は指定した金融機関に対し毎年度予算で定める額を預託し、一方、金融機関は、預託金に自己資金を加えた額(預託金の3倍以内)をこの融資制度利用者に貸付ける制度。 P110

集中行財政改革プラン

総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)」で、各地方公共団体が策定する行政改革大綱に基づき、行革の取組を集中的に実施するため平成17年度から21年度までの具体的な内容を住民にわかりやすく明示した計画のこと。 P126

授産施設

身体障害や知的障害の理由で、働く機会の得られない人たちに働く場を提供する福祉施設のこと。 P67,68

循環型社会

生産や流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、再資源化やエネルギーの効率化を進め、環境への負担をできるだけ軽くしようとする循環を基本とした社会のこと。 P13,28,49,50,132

循環型農業

家畜排せつ物や生ゴミなどの有機性資源を農地に還元し、安全で、良質な農産物を生産する農業システムのこと。 P101,102

情報セキュリティポリシー

企業などの秘密情報や個人情報などの管理、コンピュータウイルスなどによるリスク管理についてまとめた規範のこと。 P130

情報リテラシー

情報通信技術の高度化に対応し、氾濫する情報の中から必要な情報を理解、選択、整理し、それらを活用、発信できる知識と技術的能力のこと。 P130

食育

経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 P96,97

新エネルギー

現在使用されている石炭や原子力、天然ガスなどのエネルギーに対し、現在は使用されていないものの今後の技術開発によって供給が可能と見込まれるエネルギーの総称。太陽や風力、海洋、バイオマス、地熱、廃棄物などのエネルギーをいう。 P28,49,50

診療報酬請求明細書

病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する書類のこと。レセプトともいう。 P76

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の問題(いじめや不登校)や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの高度な専門的知識・経験を有する専門家のこと。 P116,117

スローライフ

ゆっくり精神的に豊かに生きようというライフスタイルのこと。 P21

生活習慣病

糖尿病や高脂血症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が主な発症原因であると考えられている疾患の総称。 P31,73,74,76,131

青少年プラン

青少年の健全育成を目的とした行政計画。 P124

制度融資(中小企業融資預託事業)

中小企業の金融円滑化を支援するために、行政機関などが創設した融資制度のこと。 P36,103,104,105,106

生乳産出額

搾ったままの、殺菌・加工していない牛乳の出荷量を金額であらわしたもの。 P8,101

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方が、自分の財産を管理したり、介護サービスの選択や福祉施設などへの入所に関する契約を結んだりすることなどが難しい場合に、保護し支援する制度。 P66

総合型地域スポーツクラブ

学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点に複数のスポーツ種目が用意され、地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツクラブのこと。 P122

た 行

堆肥センター

牛舎から出た牛糞をかき混ぜ醗酵させ堆肥を作る施設のこと。 P102

地域情報化

地域社会を構成する市民やNPO、企業、行政などが、情報通信技術を活用して、情報・知識を共有し、自由な交流を広げ、その活発な活動により、豊かな市民生活や快適で活力ある社会を実現すること。 P27,38,129,132

地域福祉権利擁護事業

知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者などの判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、預金通帳の預かりサービスなどの援助により、自立した地域生活が送れるよう支援する事業。 P66

地域包括ケアシステム

乳幼児から高齢者まで、すべての住民が住みなれた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携して連続性・一貫性のある保健・医療・福祉サービスを提供す

るシステム。 P69,70

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、自然災害や都市型災害に対する初動体制や避難収容、物資備蓄、応急医療救護、災害情報通信など、総合的な危機管理体制を定めた計画。 P53,54

地球温暖化

温室効果ガスによって引き起こされる、地球表面の気候や海洋の平均温度が上昇する現象のこと。 P13,28,49,50

地産地消

「地域生産-地域消費」の略語。地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 P35,95,96,97

地上デジタルテレビ放送

地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。 P130

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済事業団に対して中小企業の事業主が毎月掛金を支払うとともに、その一部を国が助成することによって、従業員に退職金を支払う共済制度。 P110

地理情報システム

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。 P130

定員適正化計画

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方についての基本方針と目標、取組内容を定めた計画のこと。 P43

適応指導教室

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、カウンセリングや教科指導、集団生活への適応指導などを組織的・計画的に行う教室のこと。主に教育センターや学校内の余裕教室などで行われる。 P117

デジタルディバイド

コンピュータでデジタル化された情報を入手し

たり発信したりする手段を持つ者と持たない者との間の格差のこと。情報格差や通信格差のこと。 P129,130

電子市役所

役所の実際の窓口とは別に、インターネット(ホームページ)上にオンライン窓口を設置し、各種申請・届出などを受け付ける体制を築くこと。24時間、時間や場所を選ばずに行政サービスが受けられる。「電子入札」や「電子申請・届出」、「公共施設予約」などがある。 P38,129,130

道路整備基本計画

広域幹線道路から生活道路までを体系的に整備するための道路整備の指針となる将来道路網の整備計画。 P89,90

特定保育

週2、3日程度預けたり、午前か午後だけ預けたりできる保育サービス。 P71

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。 P115,116

特別支援コーディネーター

特別な教育ニーズのある児童・生徒や保護者に対し適切な支援を行うため、小・中学校に設置された「校内委員会」を運営したり、学校外の関係機関や専門家、エリア内の特別支援学校との連携調整役をしたりする人。 P116

都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなど都市づくりに関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画のことで、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 P22,81,82

土地利用調整基本計画

国土交通省の「土地利用調整システム総合推進事業」に位置づけられる計画で、土地利用が競合する地域において生じる問題に対応するためにつ

くられる市の土地利用調整を図るための計画。

P52

な 行

肉牛枝肉研究会

肉牛の生産技術の確立と肉質改善、酪農経営の安定を目的とする研究会のこと。 P102

日本語指導者養成講座

日本に住んでいる外国人が基本的な生活を送れるよう、言葉の面でサポートできる日本語指導者を養成することを目的とする講座。 P59,60

乳用牛群検定組合

農協などが支援する能力検定に基づく乳用牛の改良と経営の向上を目的とした組織。 P102

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者や農業生産法人のこと。 P95,96,97

農業経営基盤強化促進対策事業

農業の振興を図るため、農業生産や農業生活環境などの改善と農地の利用集積などを推進する事業。 P97

農業集落排水

農村の各家庭からの生活雑排水やし尿を管路で処理場に集め、きれいな水に処理する農村地域の下水道のこと。 P34,93

農村振興総合整備事業

農地のスプロール化を防止し多面的な利用するという観点から、地域の農業生産基盤整備を進めるなかで、ほ場整備により非農用地を創出し、地域の宅地需要に対応し得るよう用地確保を図るとともに、緑地空間や水辺空間などの生活環境を整備し、農村地域の住環境アメニティ向上を図ることを狙いとした事業。 P97

は 行

バイオマス燃料

生物体(バイオマス)を構成する有機物を燃料などの形で取り出し、エネルギーとして利用しようとするもの。(1)バイオマスが含む石油成分を抽出したもの。(2)特殊な海藻(ケルプ)や廃棄物バイオマスをメタン発酵、アルコール発酵などで燃料したもの。(3)ふんやし尿をメタン発酵させ

たもの。(4)水素発生藻や菌から水素をとったり、葉緑体で太陽電池をつくったもの。などがある。

P50

派遣労働者

遣元会社と労働契約を結び派遣先会社に派遣されて、労働を提供する労働者のこと。 P109

バリアフリー

障害のある人の生活の中で障壁(バリア)となっているものをとりのぞくこと。もともとは、建物の中の段差などの障壁をなくすという意味で使われていたが、現在では、障害のある人や高齢者の社会参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をとりのぞくという意味でも使われている。 P31,33,85,86,87,88

PFI

Private Finance Initiative の略。広くこれまで国や地方公共団体が行ってきた公共サービスの提供や社会資本整備等を、民間事業者自己責任の下で民間資金を用いて推進する方法。 P126

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

P48

ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしたい人と手助けをして欲しい人の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しをする事業。 P72

福祉作業所

心身の障害により一般の企業などでは働くことが難しい人に仕事の間を提供し、作業を通じた訓練で自立を助長していくことを目的とした通所福祉施設のこと。 P67,68

フリーター

「フリーランス・アルバイト」のこと。15歳～概ね34歳までの若年者が、会社や団体組織に正社員や職員をとして所属せず、時給や日給による給与を主な収入源として生活すること。最近では中高年齢層が増えるなど年齢区分は曖昧と

なっている。 P109

負担軽減や園児への健康診断費用の一部助成
などの行う事業。 P117

ブロードバンド環境

(Broadband) 広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。光ファイバーやCATV、ADSLなど概ね500kbps以上の高速な通信回線のこと。 P130

哺乳ロボット

仔牛の哺乳作業の省力化を目的とした機械で、仔牛がミルクを飲みに行くと機械センサーが感知しミルクが自動的に作られミルクを飲ませる機械のこと。 P102

放課後児童クラブ

仕事などで昼間、保護者がいない小学校や盲・ろう・養護学校に通う子どもたちに、遊びや集団生活の場を提供し健全な育成を図ることを目的としたクラブのこと。 P72

ま 行

村づくり交付金事業

地域の想像力を生かし個性的で魅力ある村づくりの推進を図るため、農業生産基盤や農山漁村の生活環境を総合的に整備することを目的とした事業。 P97

や 行

用途地域

都市計画法に基づく市街化区域内のひとつの地域。市街地で良好な住環境を保つため、区域ごとに建ててよい建造物の種類を制限した地域のこと。 P51, 52, 82

ら 行

ライフステージ

幼児期、青年期、壮年期、高齢期など人が一生のうち経過する身体的、精神的な発達に応じて区分した段階。 P67, 68

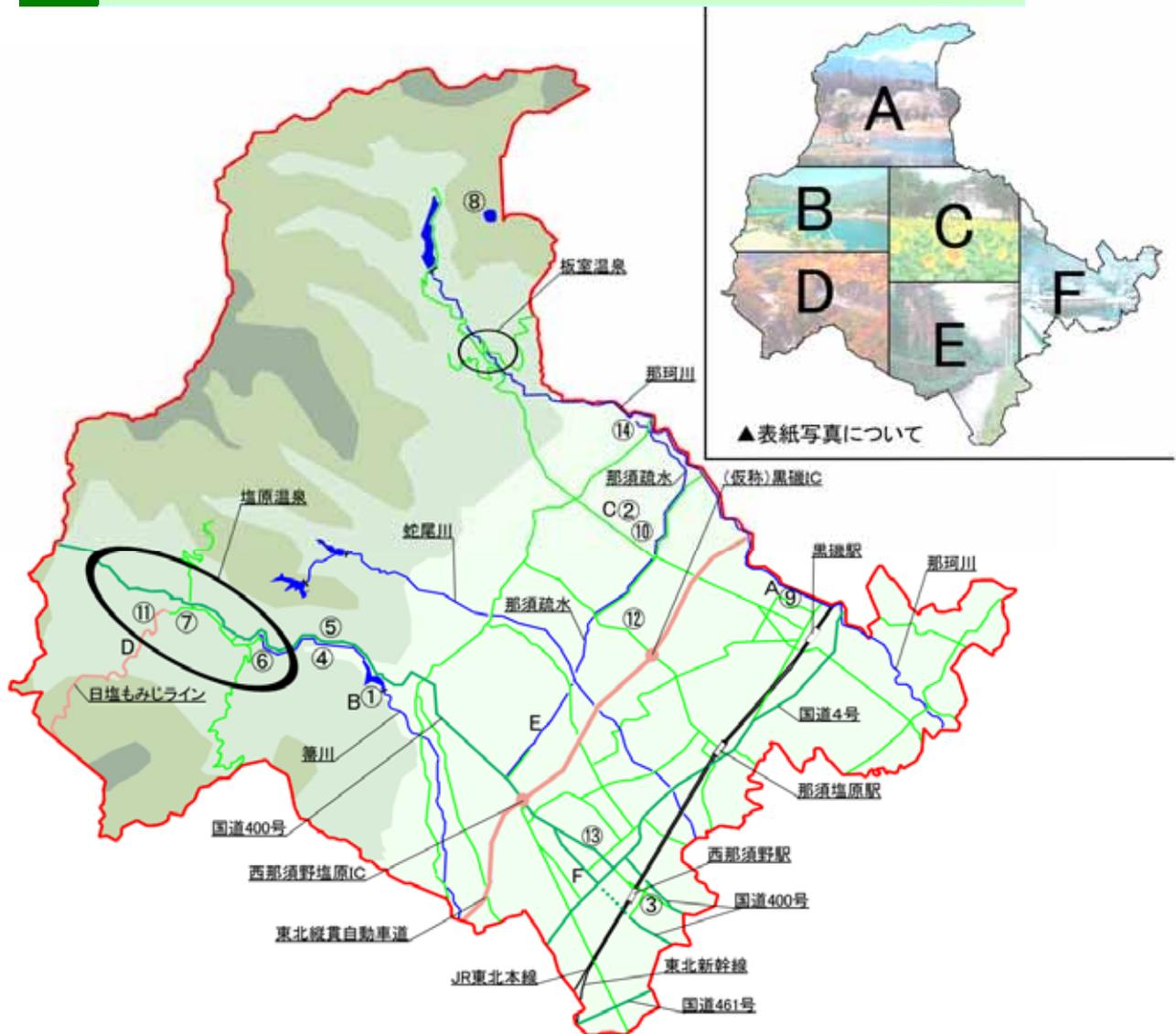
わ 行

ワークショップ

会議形式や講座型など従来の形式的な住民参加の手法ではなく、参加者全員が小グループで討議し、一緒に作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案をまとめていく手法。 P82

わんぱく保育事業

子育て支援を目的とした事業で、預かり保育への



	名 称	所 在	掲載ページ
A	鳥野目オートキャンプ場	鳥野目地内	表紙 上
B	もみじ谷大吊橋	関谷・金沢地内	表紙 左中 107 ページ
C	旧青木家那須別邸	青木 27 番地	表紙 中央 第 1 編 仕切紙
D	日塩もみじライン		表紙 左下
E	那須疏水		表紙 中下
F	烏ヶ森公園	三区町 636 番地	表紙 右
	大山参道のもみじ並木	下永田 2 丁目 3 番地	第 2 編 仕切紙
	潜竜峡	塩原地内	7 ページ
	稚児が淵	塩原地内	7 ページ
	塩原温泉 不動の湯	塩原地内	9 ページ
	逆杉	中塩原 11 番地 塩原八幡宮境内	第 3 編 仕切紙
	沼原湿原	板室地内	45 ページ
	那珂川河畔公園	黒磯 382 番地 1	83 ページ
	道の駅 明治の森 青木	青木 27 番地	98 ページ上から 2 枚目
	八郎ヶ原放牧場	湯本塩原 105 番地 165	101 ページ
	宇都宮共和大学	鹿野崎 131 番地 那須キャンパス	113 ページ
	那須野が原博物館	三島 5 丁目 1 番地	119 ページ
	那須疏水旧取水施設	西岩崎地内	付属資料 仕切紙

第 1 次那須塩原市総合計画

平成 19 年(2007 年)3 月

発 行 那須塩原市
<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

企画・編集 企画部企画情報課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2
TEL 0287-62-7106
FAX 0287-62-7220
E-mail: kikakujouhou@city.nasushiobara.lg.jp

NASUSHIOBARA

平成19年度(2007) ➡ 平成28年度(2016)



那須塩原市
Nasushiobara city